



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 リンナイ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 弘康  
(コード番号 5947 東証・名証 第1部)  
問 い 合 せ 先 取締役常務執行役員 小杉 将夫  
管 理 本 部 長  
(TEL. 052-361-8211)

### 「内部統制システム整備の基本方針」改定のお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記に改定後の内容をお知らせいたします。

記

#### ◇業務の適正を確保するための体制

##### (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社および当社子会社は、取締役および使用人等が業務の遂行にあたって、法令および定款の遵守を常に意識するよう、「社是」・「リンナイ企業使命観」・「リンナイ憲章」、「リンナイ行動規範」からなる「リンナイグループ倫理綱領」を定め、すべての役員および社員に周知徹底を図る。
- ・企業倫理委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持および向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
- ・取締役は社内における重大な法令違反の疑義のある事実を発見した場合には、遅滞なく監査役および取締役会に報告する。
- ・法令違反の疑義のある事実についての社内報告体制として社内通報システムを整備し、企業倫理相談窓口運用マニュアルに基づき、その運用を行う。
- ・監査役は社内の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求める。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、社内の文書管理規程、電子文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検証性の高い状態で保存し管理する。

##### (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制として、リスク管理規程を定め、社長が委員長を務める「リスク管理委員会」のもと、グループ全体のリスク未然防止のために社内の点検と啓発活動を推進し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し重要事項の議論および審議を経て執行決定を行う。
  - ・毎年開催するグループ全体の経営会議により、経営戦略の策定や経営計画の進捗管理を行う。
  - ・取締役会決定に基づく業務執行については、職務規程、稟議規程の定めるところにより当該執行者の責任において執行手続きを進める。
  - ・中期経営計画、連結ベースの中期経営数値目標および管理指標に基づき、グループ全体の年度方針、年度経営計画および年度経営指数を策定し、それを基に各部門で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。
- (5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・グループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、リンナイグループ倫理綱領を定め、これを基礎として、当社および当社子会社で諸規程を整備する。
  - ・経営管理については、関係会社管理規程に定めた決裁および報告ルールによりグループ全体の経営の管理を行う。
  - ・内部統制室および関連部門は、その事業内容や規模に応じて、当社子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部統制室の構成員が監査役を補助する使用人を兼務し、監査役会事務局の業務も併せて担当するが、監査役の職務の補助を優先する。なお、当該業務に関しては同構成員の属する部門の上長等の指揮・命令を受けない。
  - ・監査役の職務補助を兼務する内部統制室の構成員の人事異動、評価等については監査役会の同意を要する。
- (7) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・当社および当社子会社において、取締役および使用人等は、会社の業務又は業績に重大な損失を与える恐れのある事項について当社の監査役に逐次報告する。また、監査役は必要に応じて随時、取締役および使用人等から報告を求めることができる。
  - ・監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人と意思の疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・監査役へ報告を行った、当社および当社子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いをしないことを周知徹底する。
- (9) 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役等の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

以上